

堺市子ども・子育て総合プラン（第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画） 中間見直し（案）に対するご意見を募集します

堺市では、子育て支援の取組をより一層推進するため、堺市子ども・子育て総合プラン（第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画）中間見直し（案）をとりまとめました。

つきましては、パブリックコメント制度に基づき、同案に対する皆さまのご意見を以下のとおり募集します。

1 募集期間

令和 5 年 3 月 15 日（水）～令和 5 年 4 月 14 日（金）

2 ご意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。

なお、口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○郵送の場合：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市役所 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課あて

○窓口直接持参の場合：堺市役所 子ども企画課（市役所高層館 8 階）

○ファックスの場合：072-228-7106

○電子メールの場合：koki@city.sakai.lg.jp

※本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォームからもご提出いただけます。

3 内容

○堺市子ども・子育て総合プラン（第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画）の中間見直し案 概要版

○堺市子ども・子育て総合プラン（第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画）中間見直し（案）

4 閲覧・配布場所

令和 5 年 3 月 15 日（水）から、堺市ホームページのほか、市役所市政情報センター（堺市役所高層館 3 階）、各区役所の市政情報コーナー、堺市立各図書館、堺市役所 子ども企画課でご覧になれます。また、同所にて資料を配布します。

※新型コロナウイルス感染症の影響で閲覧できる窓口が閉まっている場合があります。

5 その他

- 提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する堺市の考え方を市ホームページ等で一定期間公表します。
 - ・ご意見を提出された方の個人情報は公表いたしません。
 - ・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。
 - ・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。
- 単に賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や本市の考え方をお示しできませんので、ご了承ください。
- 提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表しません。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課 電 話：072-228-7104 ファックス：072-228-7106
----------------------------	--

堺市子ども・子育て総合プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）の中間見直し案 概要版 令和5年 月

中間見直しにあたって

計画のより一層の推進を図るため、国の基本指針に基づき、計画の中間見直しを実施することとし、各事業について、利用実績やニーズを踏まえた所要の見直しを行う。また、令和5年4月施行予定の「こども基本法」の規定内容を踏まえ、本計画にも同法の趣旨を理念として掲げ、子どもや子育て当事者等の意見を反映させる取組の推進につなげる。

教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し

教育・保育の提供区域として、1号認定（満3歳以上で2号以外）は全市1区域、2号（満3歳以上で保育必要）及び3号認定（満3歳未満で保育必要）は区ごとに7区域を設定。

区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定め、教育・保育の供給体制の確保を図っている。

【見直し内容】 ※詳細は本編3参照
国の示す「見直しの要否の基準」に準拠し、以下のとおり必要整備量を見直す。

見直し理由	見直し対象（該当区分）
令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの子どもの「実績値」が、市計画における「量の見込み」と比較し、10%以上の乖離がある	【堺】3号（0歳） 【中】3号（0歳） 【東】3号（0歳）、3号（1・2歳） 【西】3号（0歳） 【南】3号（0歳）、3号（1・2歳）、2号 【北】3号（0歳） 【美原】3号（0歳）、2号
10%以上の乖離はないが、直近の人口動態や要保育率の動きなどを反映させる	【堺】3号（1・2歳）、2号 【中】3号（1・2歳）、2号 【東】2号 【西】3号（1・2歳）、2号 【北】3号（1・2歳）、2号 【美原】3号（1・2歳）

●令和6年度必要整備量の見直し
見直し前 合計584人 → 見直し後 合計47人

基本理念の見直し

令和5年4月に施行予定の「こども基本法」において、子ども関連施策の企画、実施、評価時などでの子ども等からの意見聴取や施策反映等が規定されることを踏まえ、本計画においても同様の理念を計画に掲げるもの。

※詳細は本編2参照

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し

子ども・子育て支援法第59条に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」について、堺市では令和2年3月に事業計画を策定し、各事業を実施。

【見直し内容】 ※詳細は概要別紙及び本編4参照
計画値と実績値との間に大きな乖離がある事業や、新たに施策を追加した事業について、中間見直しを実施。（10事業）

推進事業の見直し

本計画では子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育、住宅、労働、都市整備などのさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図っており、各事業も中間見直しを実施。

【見直し内容】 ※詳細は概要別紙及び本編5参照
各推進事業の実施状況や利用状況等を踏まえ、必要に応じて目標事業量等の見直しを実施。
・当初掲載事業の見直し 28事業
・新たに追加する事業 4事業

■ 地域子ども・子育て支援事業 見直し内容 ※見直し内容の詳細は本編4参照

事業名	見直し内容	見直し前 (令和6年度の量の見込み・確保方策)	見直し後 (令和6年度の量の見込み・確保方策)	見直し理由
利用者支援事業	利用者支援事業の実施箇所数 (母子保健型)	8か所	7か所	保健センター数の減少
延長保育事業	延長保育事業利用児童数	7,190人	5,549人	利用実績を踏まえた見直し
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1号支給認定こども特別支援加配補助費の年間延べ児童数	312人	580人	利用実績を踏まえた見直し
放課後児童健全育成事業	各年度5月1日時点の放課後児童対策等事業利用申込者数	16,365人	12,028人	利用実績を踏まえた見直し
みんなの子育てひろば事業	延べ利用児童数	93,861人 (38か所)	86,728人 (36か所)	出生数の減少を踏まえた見直し
地域子育て支援事業 (旧事業名：地域子育て支援センター事業)	延べ利用児童数	36,220人 (6か所)	33,467人 (6か所)	出生数の減少を踏まえた見直し
さかいっこひろば運営事業 (旧事業名：堺市つどい・交流のひろば事業)	延べ利用児童数	24,230人 (1か所)	22,389人 (1か所)	事業内容の変更 出生数の減少を踏まえた見直し
民間認定こども園等一時預かり事業 (民間認定こども園等) / 堺市一時預かり事業 (公立認定こども園)	延べ利用児童数	12,900人	8,500人	利用実績を踏まえた見直し
幼稚園型一時預かり事業	延べ利用児童数 (幼稚園型Ⅰ)	112,700人	139,000人	利用実績を踏まえた見直し
	新制度未移行幼稚園での受け入れ枠 (幼稚園型Ⅱ)	12人	30人	実施園の現状を踏まえた見直し
市立幼稚園における預かり保育事業	延べ利用人数	4,000人	8,000人	実施園数の増加

■ 推進事業 見直し内容 ※事業数は他の施策領域からの再掲事業の数を含まない。見直し内容の詳細等は本編参照

施策領域	当初掲載事業の見直し	新たに追加する事業
1-1 妊娠・出産や乳幼児の健やかな育ちへの支援	1事業 (乳幼児アレルギー・ぜん息予防事業)	—
1-2 多様な教育・保育サービスの体制の確保	5事業 (教育・保育施設供給体制の確保等)	—
1-3 個性豊かに育つための幼児期からの教育・保育の推進	2事業 (教職員研修、地域学校協働活動推進事業)	—
2-1 学齢期における健やかな成長への支援	1事業 (堺市食育推進計画の進捗管理)	—
2-2 多様な体験活動の推進と教育環境の整備	2事業 (西区こども芸術鑑賞会、教育CSRの推進 (企業による学びの応援プログラム))	—
2-3 子ども・若者の社会参画への支援	1事業 (生活状況に関する調査事業)	—
3-1 障害のある子どもと家庭への支援	1事業 (ユニバーサルデザインスクール事業・発達障害児等専門家派遣)	—
3-2 児童虐待ゼロをめざした取組と社会的養護の推進	2事業 (みんなの子育てひろば事業、さかいっこひろば運営事業)	—
3-3 ひとり親家庭の自立への支援	1事業 (ひとり親家庭等支援事業 (堺ふぉーらむ広場))	3事業 (ひとり親家庭応援フードパントリー事業等)
3-4 子どもの貧困対策の推進	3事業 (放課後児童対策事業 (のびのびルーム) 等)	—
4-1 地域社会全体で支え合う子育て環境の整備	6事業 (子育て支援事業発信事業等)	1事業 (美原区子育てキラキラプロジェクト事業)
4-2 子育てと仕事の両立等への支援と環境の整備	3事業 (子育てバリアフリーの推進及び啓発等)	—

堺市子ども・子育て総合プラン
(第2期堺市子ども・子育て支援事業計画)
中間見直し

令和5年●月

堺市

目 次

1	中間見直しにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	基本理念の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し・・・・・・・・	4
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し・・・・・・・・	9
5	推進事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

1 中間見直しにあたって

この計画は、妊娠・出産から乳幼児期・学齢期・青少年期に至る切れめのない本市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とし、策定しました。

計画策定以降、計画に基づき各事業の推進を図っていますが、子ども・子育て支援をめぐる事業環境や支援ニーズの変化に対して、さらなる対策を講じる必要が生じています。また、国の示す基本指針※では、計画に記載した量の見込みが実績と大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて実態を踏まえた計画の見直しを行うこととされています。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（抜粋）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が（中略）認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。（中略）なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

そこで、堺市では、計画のより一層の推進を図るため、国の基本指針に基づき、計画の中間見直しを実施することとし、各事業について、利用実績やニーズを踏まえた所要の見直しを行います。

【計画期間】

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	2025年度～ 2029年度	
現行計画					中間見直しを反映	
		中間見直しの審議			次期計画	

また、今般、子ども施策を策定、実施、評価するにあたり、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められた「こども基本法」が令和5年4月1日に施行される予定です。

本市においても、1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」（通称「子どもの

権利条約」。以下、「子どもの権利条約」という。)の理念を踏まえて本計画の基本理念の一つに「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」を掲げ、子どもを権利の主体とし、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を実現することを根幹に全ての施策を推進していますが、より一層、幅広い施策において、子どもの意見表明や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、子どもや子育て当事者等の意見を反映させる取組を推進します。

【こども基本法（抜粋）】

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 基本理念の見直し

令和5年4月に施行予定の「こども基本法」において、子ども関連施策の企画、実施、評価時などでの子ども等からの意見聴取や施策反映等が規定されることを踏まえ、本計画においても同様の理念を計画に掲げるものです。

<見直し前>

《全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現》

児童福祉法は、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神に則り、子どもが権利の主体であること、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が考慮されることを趣旨としています。その趣旨を踏まえ、体罰を含むあらゆる暴力から子どもが守られ、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもの人権が尊重され擁護されるまちを実現します。

なお、本計画の基本理念では、尊重されるべき権利が「人間が人間として当然に有している基本的な権利であり、人間らしく生きていくうえで不可欠な権利」であることから、より普遍的な概念を表す「子どもの人権」という用語を用いています。

<見直し後>

《全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現》

児童福祉法は、子どもの権利条約の精神に則り、子どもが権利の主体であること、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が考慮されることを趣旨としています。その趣旨を踏まえ、体罰を含む全ての暴力から子どもが守られ、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもの人権が尊重され擁護されるまちを実現します。

加えて、こども基本法に規定されているように、子ども施策を策定、実施、評価するにあたり、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講じ、全ての子どもが持続可能な社会の実現に参画できることをめざします。

なお、本計画の基本理念では、尊重されるべき権利が「人間が人間として当然に有している基本的な権利であり、人間らしく生きていくうえで不可欠な権利」であることから、より普遍的な概念を表す「子どもの人権」という用語を用いています。

3 教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し

子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所等で教育・保育を利用するに当たって、1～3号の認定を受ける必要があります。

市町村は、計画において設定した提供区域ごとに量の見込みや確保方策を定め、堺市では、教育・保育の提供区域として、1号認定は全市1区域、2号及び3号認定は区ごと7区域を設定し、教育・保育の供給体制を確保するための取組を推進しています。

(1) 見直し理由及び見直し対象

中間見直しにあたっては、国が示す「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）通知）」に準拠し、以下の見直し理由に該当する区分について、見直し対象とします。

見直し理由	見直し対象（該当する区分）
令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの子どもの「実績値」が、市計画における「量の見込み」と比較し、10%以上の乖離がある	以下の11区分 <ul style="list-style-type: none"> ・堺区 3号（0歳） ・中区 3号（0歳） ・東区 3号（0歳）、3号（1・2歳） ・西区 3号（0歳） ・南区 3号（0歳）、3号（1・2歳）、2号 ・北区 3号（0歳） ・美原区 3号（0歳）、2号
10%以上の乖離はないが、直近の人口動態や要保育率の動きなどを反映させる	上記以外の10区分 <ul style="list-style-type: none"> ・堺区 3号（1・2歳）、2号 ・中区 3号（1・2歳）、2号 ・東区 2号 ・西区 3号（1・2歳）、2号 ・北区 3号（1・2歳）、2号 ・美原区 3号（1・2歳）

(2) 見直しの考え方

① 量の見込みの見直し

見直し対象となる支給認定区分については、令和3年度から令和4年度の就学前児童数と要保育率（申込者数実績/就学前児童数）の推移を考慮し、令和5年度と令和6年度の「量の見込み（申込者数）」の見直しを行います。

②必要整備量の見直し

次に、見直し後の量の見込みに対して確保方策（既存の施設）が不足している場合は、令和6年度の必要整備量（令和6年4月に向けた令和5年度中の整備量）を増やします。また、見直し後の量の見込みに対して確保方策が上回っている場合は、令和6年度の必要整備量を減らします。

(3) 見直しの内容

見直し前の事業計画では、令和6年度の必要整備量（令和6年4月に向けた令和5年度中の整備量）が全区分で計584人であったところ、見直しにより47人となります。

見直し対象の各区分の見直し内容は、次のとおりです。

※見直しの結果、減らした部分をグレーに塗りつぶし、増やした部分を太枠で囲んでいます。

■堺区

【見直し対象】

3号（0歳）、3号（1・2歳）、2号

【見直し内容】

<見直し前>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	380	1,209	1,796	402	1,217	1,871
確保方策	357	1,197	1,749	380	1,209	1,796
必要整備量	23	12	47	22	8	75



<見直し後>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	272	1,229	1,552	270	1,220	1,508
確保方策	328	1,197	1,634	328	1,197	1,634
必要整備量	0	32	0	0	23	0

■中区

【見直し対象】

3号(0歳)、3号(1・2歳)、2号

【見直し内容】

<見直し前>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	365	1,164	1,944	386	1,173	2,025
確保方策	343	1,153	1,969	365	1,164	1,969
必要整備量	22	11	0	21	9	56



<見直し後>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	195	1,029	1,608	196	1,034	1,554
確保方策	281	1,147	1,916	281	1,147	1,916
必要整備量	0	0	0	0	0	0

■東区

【見直し対象】

3号(0歳)、3号(1・2歳)、2号

【見直し内容】

<見直し前>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	196	732	1,210	207	738	1,261
確保方策	184	725	1,178	196	732	1,288
必要整備量	12	7	32	11	6	0



<見直し後>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	138	782	1,089	136	770	1,091
確保方策	194	746	1,188	194	746	1,188
必要整備量	0	36	0	0	24	0

■西区

【見直し対象】

3号(0歳)、3号(1・2歳)、2号

【見直し内容】

<見直し前>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	332	1,219	1,831	351	1,228	1,906
確保方策	312	1,207	1,783	332	1,236	1,861
必要整備量	20	12	48	19	0	45



<見直し後>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	219	1,086	1,699	217	1,079	1,619
確保方策	323	1,189	1,911	323	1,189	1,911
必要整備量	0	0	0	0	0	0

■南区

【見直し対象】

3号(0歳)、3号(1・2歳)、2号

【見直し内容】

<見直し前>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	285	1,210	2,250	301	1,218	2,342
確保方策	267	1,198	2,195	285	1,210	2,250
必要整備量	18	12	55	16	8	92



<見直し後>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	161	931	1,622	154	888	1,531
確保方策	208	1,071	2,081	208	1,071	2,081
必要整備量	0	0	0	0	0	0

■北区

【見直し対象】

3号(0歳)、3号(1・2歳)、2号

【見直し内容】

<見直し前>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	615	1,850	2,785	650	1,863	2,901
確保方策	577	1,832	2,711	615	1,850	2,780
必要整備量	38	18	74	35	13	121



<見直し後>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	321	1,691	2,336	286	1,508	2,289
確保方策	485	1,800	2,659	485	1,800	2,659
必要整備量	0	0	0	0	0	0

■美原区

【見直し対象】

3号(0歳)、3号(1・2歳)、2号

【見直し内容】

<見直し前>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	89	274	497	94	276	517
確保方策	84	272	484	89	274	497
必要整備量	5	2	13	5	2	20



<見直し後>

(単位：人)

	令和5年度			令和6年度		
	3号		2号	3号		2号
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
量の見込み	42	265	369	35	224	355
確保方策	75	253	463	75	253	463
必要整備量	0	12	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し

子ども・子育て支援法第59条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第1～13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

同法に基づき、堺市では令和2年3月に事業計画を策定し、各事業を実施してきましたが、今回、計画値と実績値との間に大きな乖離がある事業や、新たに施策を追加した事業について、中間見直しを実施します。

事業名	見直し
利用者支援事業	あり
延長保育事業	あり
実費徴収に係る補足給付を行う事業	無
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (民間認定こども園・保育所運営補助事業(障害児保育対策費))	あり
放課後児童健全育成事業	あり
子育て短期支援事業	無
乳児家庭全戸訪問事業	無
育児支援ヘルパー派遣事業	無
子育てアドバイザー派遣事業	無
みんなの子育てひろば事業	あり
地域子育て支援事業	あり
さかいつこひろば運営事業	あり
民間認定こども園等一時預かり事業(民間認定こども園等) / 堺市一時預かり事業(公立認定こども園)	あり
幼稚園型一時預かり事業	あり
市立幼稚園における預かり保育事業	あり
病児保育事業	無
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	無
妊産婦健康診査	無

見直し対象事業の見直し内容は、次のとおりです。

なお、令和4年度の量の見込みと確保方策については、年度途中のため確定していないことから、計画策定当初の数値を掲載しております。(施設数の増減等により確定しているものや見込めるものは除く。)

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児童解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらの個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを確実に円滑に利用できるようなコーディネートが必要です。

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、子育て広場、一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、区役所子育て支援課の子育て支援コーディネーターが支援を行います（基本型）。

待機児童の解消等を図るうえから、必要に応じ専任職員を配置し、認定こども園や保育所などの利用に向けた支援を行います（特定型）。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健センターの保健師が母子保健コーディネーターとして専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います（母子保健型）。

【見直し理由】

母子保健型において、堺保健センターとちぬが丘保健センターが統合され、保健センターの数が減少したため。

【見直し前】

<母子保健型>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8



【見直し後】

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見直し後)	令和6年度 (見直し後)
量	8	8	7	7	7
確保方策	8	8	7	7	7

※単位

利用者支援事業母子保健型の実施箇所数

(2) 延長保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、基本保育時間を延長して保育を実施します。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11時間）と短時間認定（8時間）の2区分となり、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。どの区分においても、必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を今後も確保します。

【見直し理由】

計画策定時の「量の見込み」と「確保方策」の人数と実績数（利用児童数）との間に、乖離が生じており、実績に見合った人数とするため。

（令和2年度及び令和3年度は利用者数が減少傾向となったのは、新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワーク等保護者の働き方が多様化したことによるものと推定されるため、令和5年度及び6年度の数値を見直すこととしました。）

【見直し前】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,720	7,570	7,430	7,280	7,190
確保方策	7,720	7,570	7,430	7,280	7,190



【見直し後】

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (策定時)	令和5年度 (見直し後)	令和6年度 (見直し後)
量	6,210	5,995	7,430	5,756	5,549
確保方策	6,210	5,995	7,430	5,756	5,549

※単位

延長保育事業利用児童数

(3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間認定こども園・保育所運営補助事業（障害児保育対策費））

【事業内容】

障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。量の見込み及び確保方策は、社会福祉法人立の認定こども園における1号支給認定子ども特別支援加配補助費の年間延べ児童数を設定しています。

【見直し理由】

計画策定時の「量の見込み」及び「確保方策」に対し、実績値が大きく上回る結果となり、実態に見合った数値へ見直しを行う必要があるため。

【見直し前】

(単位：人数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	312	312	312	312	312
確保方策	312	312	312	312	312



【見直し後】

(単位：人数)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (策定時)	令和5年度 (見直し後)	令和6年度 (見直し後)
量	369	378	312	527	580
確保方策	369	378	312	527	580

※単位

1号支給認定こども特別支援加配補助費の年間延べ児童数

(4) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学校の共用教室等を活用して、様々な活動を行う放課後児童対策等事業（のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム）を実施しています。

「のびのびルーム」は、児童の安全確保を図り、主に集団による遊びやスポーツ活動等を行うことで、自主性・社会性・協調性を養うことを目的としています。

「堺っ子くらぶ」は、子どもたちが豊かな放課後等をすごせるように、「遊び・体験・交流・生活」の場を提供するもので、留守家庭等児童を対象に、児童の健全育成と子育て支援を目的とする「のびのびルーム」と、希望する全ての児童を対象に、学習の習慣づけを図る「すくすく教室」の2つを連携して実施しています。

「放課後ルーム」は、高学年児童を対象に、学習をはじめ様々な体験・交流活動等の場を提供することで、児童の学習の習慣付け及び意欲や関心を広げることを目的としています。

今後、就労支援事業である放課後児童健全育成事業を基本とした制度の統一化を図ります。また、全児童対象事業である放課後子ども教室については、今後の国の動向を踏まえ、実施のあり方について検討します。

【見直し理由】

計画策定時の「量の見込み」と「実績数（利用児童数）」との間に、乖離が生じており、実績に見合った人数とするため。

（令和2年度から令和4年度の利用者数が減少傾向となったのは、新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワーク等保護者の働き方が多様化したことによるものと推定されるため、令和5年度及び6年度の数値を見直すこととしました。）

【見直し前】

(単位：人数)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	3,698	4,063	4,288	4,613	4,685
	2年生	3,140	3,319	3,612	3,763	4,008
	3年生	2,544	2,702	2,876	3,144	3,302
	4年生	1,731	1,848	1,987	2,137	2,367
	5年生	993	1,062	1,139	1,226	1,325
	6年生	519	562	596	633	678
確保方策		12,625	13,566	14,498	15,516	16,365



(単位：人数)		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見直し後)	令和6年度 (見直し後)
量	1年生	3,290	3,280	3,226	3,420	3,462
	2年生	3,079	2,747	2,919	2,949	3,222
	3年生	2,364	2,131	2,036	2,265	2,295
	4年生	1,576	1,237	1,302	1,273	1,554
	5年生	938	686	679	793	858
	6年生	511	363	382	429	637
確保方策		11,758	10,444	10,544	11,129	12,028

※単位

量の見込み：各年度5月1日時点の放課後児童対策等事業利用申込者数

確保方策：各年度5月1日時点の放課後児童対策等事業受入児童数

(5) みんなの子育てひろば事業

【事業内容】

就学前の児童とその保護者が気軽に集い、交流できる場を提供しながら、子育て相談や子育て関連情報の提供等を実施する地域子育て支援拠点の運営にかかる経費の一部補助を行います。

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集うひろばを設置するために、概ね中学校校区に1か所程度の開設をめざします。

【見直し理由】

出生数の減少を見越した量の見込みとしていたものの、出生数の実数値が乖離しているため。

なお、令和2年度に例年より期間を延長して事業者募集を行いました。新規開設する事業者の応募はなく、また、現在開設している36か所で量の見込みが確保できているため、新規募集は行わないこととしました。

【見直し前】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	101,485	100,787	100,295	97,181	93,861
確保方策	95,038 (38か所)	97,795 (38か所)	97,795 (38か所)	97,181 (38か所)	93,861 (38か所)



【見直し後】

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見直し後)	令和6年度 (見直し後)
量	39,201	46,904	100,295	89,795	86,728
確保方策	39,201 (36か所)	46,904 (36か所)	92,648 (36か所)	89,795 (36か所)	86,728 (36か所)

※単位

延べ利用児童数

(6) 地域子育て支援事業

(旧事業名：地域子育て支援センター事業)

【事業内容】

地域の子育て支援の拠点として、各区役所子育て支援課において、育児不安の解消を図るための子育て家庭への支援や、子育てサークル等への支援及び地域の子育てに関する情報提供を行いつつ、市民ボランティア等の育成や子育て支援関係団体との地域ネットワークの強化に取り組んでいます。

また、就学前の児童とその保護者が気軽に集い、交流できる場として、中区・東区・西区・南区・北区役所及び美原区役所別館内に子育てひろばを開設しています。

なお、堺区では近接する「さかいっこひろば」との連携を行っています。

【見直し理由】

出生数について、計画作成時の見通しよりも実数値の減少が乖離しているため。

【見直し前】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	36,220	36,220	36,220	36,220	36,220
確保方策	36,220 (6か所)	36,220 (6か所)	36,220 (6か所)	36,220 (6か所)	36,220 (6か所)



【見直し後】

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (策定時)	令和5年度 (見直し後)	令和6年度 (見直し後)
量	9,312	14,862	36,220	33,467	33,467
確保方策	9,312 (6か所)	14,862 (6か所)	36,220 (6か所)	33,467 (6か所)	33,467 (6か所)

※単位

延べ利用児童数

(7) さかいつこひろば運営事業

(旧事業名：堺市つどい・交流のひろば事業)

【事業内容】

子どもとその保護者が集い・憩い・交流し・学べる場や機会を提供し、子育てに関する相談に応じることにより、親の子育てへの不安感や負担感を軽減します。また、親育ち・子育ての支援、地域の子育て力向上を図る等により、地域において安心して子育てができる環境を整備します。

【見直し理由】

平成 26 年 4 月に開設した子育て支援施設「堺市つどい・交流のひろば事業（キッズサポートセンターさかい）」を令和 3 年 1 月末に閉鎖し、令和 3 年 4 月から機能を充実し、新たに「さかいつこひろば」を開設したため。

また、計画策定時と実際の出生数の減少が乖離しているため。

【見直し前】

<堺市つどい・交流のひろば事業>

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	24, 230	24, 230	24, 230	24, 230	24, 230
確保方策	24, 230 (1 か所)	24, 230 (1 か所)	24, 230 (1 か所)	24, 230 (1 か所)	24, 230 (1 か所)



【見直し後】

<堺市つどい・交流ひろば事業> ※令和 2 年度事業終了

	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量	16, 086	-	-	-	-
確保方策	16, 086 (1 か所)	-	-	-	-

<さかいつこひろば運営事業>

	令和 2 年度	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (策定時)	令和 5 年度 (見直し後)	令和 6 年度 (見直し後)
量	-	16, 267	24, 230	22, 389	22, 389
確保方策	-	16, 267 (1 か所)	24, 230 (1 か所)	22, 389 (1 か所)	22, 389 (1 か所)

※単位

さかいつこひろば（つどいの場）の延べ利用児童数

(8) 民間認定こども園等一時預かり事業（民間認定こども園等）／堺市一時預かり事業（公立認定こども園）

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ、冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、認定こども園や保育所で保育を実施します。

本事業は、保護者の育児負担の軽減等、子育て支援の役割を大きく担っていることから、保育需要に的確に対応するための体制を今後も確保します。

【見直し理由】

計画策定時の量の見込みと実績を比較分析したところ、その数に乖離があり、実態に見合った見込み数へ見直しを行う必要があると判断したため。

【見直し前】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	17,300	16,100	14,900	13,800	12,900
確保方策	17,300	16,100	14,900	13,800	12,900



【見直し後】

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (策定時)	令和5年度 (見直し後)	令和6年度 (見直し後)
量	5,982	6,190	14,900	9,300	8,500
確保方策	5,982	6,190	14,900	9,300	8,500

※単位

一般型一時預かり事業延べ利用児童数

(9) 幼稚園型一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園型Ⅰ：認定こども園及び私立幼稚園において教育時間の前後の時間帯及び休業日に在園児の保育を実施するもの。

幼稚園型Ⅱ：私立幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿の定期的な預かりを実施するもの。

【見直し理由】

幼稚園型Ⅰ：計画策定時の量の見込みと実績を比較分析したところ、その数に乖離があり、実態に見合った見込み数へ見直しを行う必要があるため。

幼稚園型Ⅱ：新制度未移行幼稚園の移行予定に変動があったため。

< 幼稚園型Ⅰ >

【見直し前】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	124,000	119,700	115,700	113,200	112,700
確保方策	124,000	119,700	115,700	113,200	112,700



【見直し後】

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見直し後)	令和6年度 (見直し後)
量	112,759	133,027	136,000	139,000	139,000
確保方策	112,759	133,027	136,000	139,000	139,000

※単位

幼稚園型一時預かり事業延べ利用児童数

< 幼稚園型Ⅱ >

【見直し前】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	78	24	12	12	12
確保方策	78	24	12	12	12



【見直し後】

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見直し後)	令和6年度 (見直し後)
量	78	42	30	30	30
確保方策	78	42	30	30	30

※単位

新制度未移行幼稚園での受け入れ枠

(10) 市立幼稚園における預かり保育事業

(旧事業名：市立幼稚園預かり保育事業のモデル実施)

【事業内容】

市立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に、在園児の内、希望する者を対象に預かり保育を実施しています。

【見直し理由】

市立幼稚園における預かり保育モデル事業が令和3年度から本格実施となり、実施園が6園となりました。

また、令和5年度からは公立幼稚園が4園となることから、「量の見込み」及び「確保方策」を見直すもの。

【見直し前】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,000	5,000	5,000	4,000	4,000
確保方策	5,000	5,000	5,000	4,000	4,000



【見直し後】

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見直し後)	令和6年度 (見直し後)
量	2,902	9,339	8,600	8,000	8,000
確保方策	2,902	9,339	8,600	8,000	8,000

※単位

延べ利用人数

4 推進事業の見直し

本計画では、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育、住宅、労働、都市整備などのさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図っております。

今回の中間見直しにおいては、全事業を見直した結果、以下に記載の事業について見直しを行います。

(1) 見直しを実施する推進事業について

各施策領域に掲載の推進事業について、計画策定後の実施状況や利用状況を踏まえて、計画策定時に定めた令和6年度目標事業量等の見直しや、計画策定後に新たに実施している事業の追加等を行います。

1 妊娠・出産から乳幼児期の子どもと家庭への支援

1-1 妊娠・出産や乳幼児の健やかな育ちへの支援

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
乳幼児アレルギー・ぜん息予防事業	乳幼児健康診査事業へ統合

1-2 多様な教育・保育サービスの体制の確保

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
教育・保育施設供給体制の確保	※「3 教育・保育の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し」に掲載
幼稚園型一時預かり事業	※「4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し」に掲載
延長保育事業	
民間認定子ども園等一時預かり事業（民間認定子ども園等）／堺市一時預かり事業（公立認定子ども園）	
市立幼稚園における預かり保育事業（旧事業名：市立幼稚園における預かり保育モデル事業）	

1-3 個性豊かに育つための幼児期からの教育・保育の推進

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
教職員研修	令和6年度目標事業量 【見直し前】 研究部門及び研修部門（基本研修・管理職研修・総合研修・特別研修）を実施 【見直し後】 能力開発課研究部門及び研修部門講座を実施
地域学校協働活動推進事業 （旧事業名：親育ち支援事業）	令和6年度目標事業量 【見直し前】 全小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保 【見直し後】 地域コーディネーター養成研修への年間延べ参加人数： 118人

2 学齢期・青少年期の子ども・若者と家庭への支援

2-1 学齢期における健やかな成長への支援

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
堺市食育推進計画の進捗管理	堺市食育推進ネットワーク会議での堺市食育推進計画の進捗管理を令和3年度で終了

2-2 多様な体験活動の推進と教育環境の整備

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
西区こども芸術鑑賞会	事業終了のため、推進事業から削除
教育CSRの推進（企業による学びの応援プログラム）	■「教育CSR推進事業（企業による学びの応援プログラム）」に事業名を変更 ■令和6年度目標事業量 【見直し前】 企業等と協働し、学校園や地域が行う教育活動への支援を推進します。 【見直し後】 企業による学びの応援プログラム参加者数：9,500人

2-3 子ども・若者の社会参画への支援

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
生活状況に関する調査事業 （令和3年度新規事業）	事業終了のため、推進事業から削除

3 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援（ライフステージ横断）

3-1 障害のある子どもと家庭への支援

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
ユニバーサルデザインスクール事業・発達障害児等専門家派遣	「特別支援教育環境整備事業・発達障害児等専門家派遣」に事業名を変更

3-2 児童虐待ゼロをめざした取組と社会的養護の推進

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
みんなの子育てひろば事業	※「4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し」に掲載
さかいっこひろば運営事業 (旧事業名：堺市つどい・交流のひろば事業)	

3-3 ひとり親家庭の自立への支援

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
ひとり親家庭等支援事業(堺ふおーらむ広場)	事業再編成のため、推進事業から削除

【新たに追加する事業】

事業名	事業概要	令和6年度 目標事業量等
ひとり親家庭応援フードバントリー事業	経済的自立に向けて取り組んでいるひとり親家庭を応援するため、フードロス削減に取り組むスーパーやフードバンク団体から寄附された食料品等を、月1回程度、対象のひとり親家庭にお渡ししています。また、相談窓口などを書いたメッセージカードも渡し、支援に関する情報提供を行っています。 対象は、ひとり親家庭のうち、これまで児童扶養手当を満額受け取っていたが、前年所得の増加などにより一部減額や全額停止になった方、及び、これまで一部減額で受け取っていたが全額停止になった方などです。	のべ1,210人/年
ひとり親家庭 親と子のチャレンジ支援事業	ひとり親家庭の経済的自立を支援することを目的に、保護者向けの自立支援と、子ども向けの学習支援（家庭教師を派遣）をセットで実施しています。 対象は、児童扶養手当全部支給世帯のうち、中学生の子どもがいる世帯です。	事業を利用した保護者・子どものうち意識や行動の変容があった割合 ・保護者：90% ・子ども：80%

SNSやAIを活用したシングルマザー等就業支援事業	就業中のシングルマザーが時間や場所の制約なく、スマートフォンで気軽に求職活動ができるよう、SNS（LINE）を活用し、キャリアコンサルタントによる就業相談から、適性診断、求人マッチング、職業紹介、定着支援までを一貫して支援します。	就職者数100人
---------------------------	---	----------

3-4 子どもの貧困対策の推進

(2) 生活の安定に資するための支援

(2-2) 保護者の生活支援

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
放課後児童対策事業（のびのびルーム）	※「4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し」に掲載
放課後ルーム事業	
放課後子ども総合プラン事業	

4 子どもの健やかな成長を育む環境整備（ライフステージ横断）

4-1 地域社会全体で支え合う子育て環境の整備

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
子育て支援事業発信事業	令和6年度目標事業量 【見直し前】アプリダウンロード数：32,500 【見直し後】アプリダウンロード数：36,500
利用者支援事業	※「4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し」に掲載
地域子育て支援事業 （旧事業名：地域子育て支援センター事業）	
認定こども園等における地域活動事業	令和6年度目標事業量 【見直し前】127か所 【見直し後】133か所
堺市スポーツ少年団	令和6年度目標事業量 【見直し前】登録団体数：160団 【見直し後】登録団体数：100団

<p>南区子ども家庭支援対策事業 (旧事業名：子育て支援啓発事業)</p>	<p>■事業概要を変更 【見直し前】 地域や関係機関と連携しながら、親子や子育て世代の交流を促進し、子育て支援情報等の提供やニーズに合わせた相談支援を行うことで、子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の軽減を図ります。</p> <p>【見直し後】 子ども虐待が発生してから児童相談所が中心に対応してきた事後対応型から、子ども虐待の未然予防に力点を置く事前予防型にシフトするべく、地域の公民関係機関と連携のもと子育て世代の子ども虐待に対する意識のボトムアップを図ります。</p>
---	---

【新たに追加する事業】

事業名	事業概要	令和6年度 目標事業量等
<p>美原区子育てキラキラプロジェクト事業</p>	<p>I、保護者が安心して地域で子育てに取り組める環境整備をめざし、親子が集う場を定期的に提供し、育児仲間の獲得と育児不安の軽減をめざします。</p> <p>II、既存の子育て講座やイベント等に参加していない子育て家庭が興味を持つような、保護者の趣味に焦点を当てたClub活動を実施することで、子育て家庭の交流と子育て支援情報のPRを行い、孤立化予防及び虐待の未然防止と早期発見に繋がります。</p> <p>III、美原区在住の子育て家庭が必要とする情報を集約し地図と共に示した「子育て応援MAP」を作成することで、子育て関連施設や社会資源の利用を促します。併せて、子育て中の保護者と共に美原区内の親子でお出かけできる場の情報を記載した「(仮)親子でお出かけMAP」も作成します。</p>	<p>継続して実施し、適宜見直しを図りつつ、事業の更なる充実を図ります。</p>

4-2 子育てと仕事の両立等への支援と環境の整備

【掲載事業の見直し】

事業名	見直し内容
<p>子育てバリアフリーの推進及び啓発</p>	<p>令和6年度目標事業量 【見直し前】 (長寿支援課) ・(仮称)堺市移動等円滑化促進方針に基づく堺市バリアフリー基本構想等の統括、検証</p> <p>【見直し後】 (地域共生推進課) ・堺市バリアフリー基本構想等の見直し・評価</p>

<p>都市公園の整備</p>	<p>■事業概要を変更 【見直し前】 ・原池公園、三国ヶ丘公園、初芝さくら公園等の都市公園の整備推進</p> <p>【見直し後】 ・原池公園、天神公園等の都市公園の整備推進</p> <p>■令和6年度目標事業量 【見直し前】（原池公園、久世公園、天神公園等） 【見直し後】（原池公園、天神公園等）</p>
<p>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p>	<p>※「4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保方策の見直し」に掲載</p>

堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）中間見直し

令和5年●月

発行 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7104 FAX 072-228-7106

メール koki@city.sakai.lg.jp

<堺市行政資料番号 ●-●●●-●●●●●●>